自動車事故報告規則第２条に関する報告一覧表

令和４年期（令和４年１月１日～令和５年３月３１日）

	内容	発生件数
第１項	自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、または鉄道車両と衝突し、若しくは、接触したもの	0
第２項	十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0
第３項	死者又は重傷者を生じたもの	0
第４項	十人以上の負傷者を生じたもの	0
第７項	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条四号に掲げる傷害が生じたもの	0
第８項	酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻酔等運転を伴うもの	0
第９項	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが出来なくなったもの。	1
第１０項	救護義務違反があったもの	0
第１１項	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	4
第１２項	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0
第１４項	高速自動車国道又は自動車専用道路において、３時間以上自動車に通行を禁止させたもの	0
第１５項	前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0